

## 習志野市発注工事における「単品スライド条項」の運用拡充について

本市発注の建設工事に関して、建設工事請負契約書第26条第5項（「単品スライド条項」といいます。）の規定に基づき、請負代金額の変更を円滑に行うための運用基準を、平成20年8月1日付で定めましたが、下記のとおりその運用を拡充することとしました。

### 1. 適用日 平成21年1月1日

適用日現在で継続中の工事及び新規の契約工事が対象となります。

### 2. 運用が拡充された「主要な工事材料」と対象工事

#### 【主要な工事材料】

- ・「アスファルト類」 アスファルト混合物、アスファルト乳剤、ストレートアスファルト、改質アスファルト等
- ・「その他」 工事請負代金額に大きな影響を及ぼすもの

#### 【対象工事】

- ・適用日時点で継続中の工事及び今後の新規契約工事を対象とする。
- ・対象資材の価格上昇に伴う増額部分が、請負額の1%を超える工事が対象となる。

### 3. スライド額の計算で用いる単価

【アスファルト類】 変更前の単価は、設計時の単価  
変動後の単価は、購入した月の実勢価格  
(燃料油と同様)

### 4. スライド額の計算で用いる対象数量

アスファルト類については、設計図書に舗装面積等で示されている場合が一般的であることから、下記式により計算した数量と証明された実際の購入数量のどちらか小さい方を対象数量とする。

#### 【アスファルト混合物の重量】

面積×厚さ×締め固め後密度×(1+ロス率)

#### 【アスファルト乳剤の散布量】

面積×散布量

締め固め後密度、ロス率、アスファルト乳剤散布量は、千葉県「土木工事標準積産基準書」に記載された標準的な数値による。

## 5 . スライド額の計算 = 現行通り

$$\begin{aligned} \text{スライド額} = & \text{【鋼材類】}\{ \text{搬入月の実勢価格} - \text{設計時点での実勢価格} \} \times \text{対象数量} \\ & + \text{【燃料油】}\{ \text{購入月の実勢価格} - \text{設計時点での実勢価格} \} \times \text{対象数量} \\ & + \text{【アスファルト類】}\{ \text{購入月の実勢価格} - \text{設計時点での実勢価格} \} \\ & \times \text{対象数量} - \text{スライド前の請負代金額の} 1 \% \text{相当額} \end{aligned}$$

上記算式は、鋼材類、燃料油及びアスファルト類がそれぞれ請負額の1%を超え、双方が対象となった場合であり、個別に1%を超えない場合は、その資材は適用しない。

## 6 . その他

部分引渡しをした工事の部分、部分払の対象となった出来形部分等については、単品スライド条項を適用しない。

工期末が平成 21 年 2 月 28 日以前である工事についての適用申請は、1 月 31 日まで可能とする。

その他、運用の詳細については、国土交通省による「工事請負契約書第 2 5 条第 5 項（単品スライド条項）運用マニュアル（暫定版）」及び平成20年11月20日付国土交通省大臣官房技術調査課 事業評価・保全企画官事務連絡「アスファルト類における単品スライドへの対応について」に準じるものとする。